

高知県災害時聴覚障害者等情報支援ボランティア登録制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高知県内で大規模な災害が発生した際に、避難所等において手話や要約筆記等により聴覚障害者への情報支援並びに盲ろう者（以下、「聴覚障害者等」という。）への情報支援及び移動介助を行う個人を「高知県災害時聴覚障害者等情報支援ボランティア」（以下、「情報支援ボランティア」という。）として事前に登録を行い、災害時の聴覚障害者等に対する情報保障の体制づくりを推進することを目的とする。

（登録機関）

第2条 情報支援ボランティアの登録機関は、高知県子ども・福祉政策部障害福祉課とする。

（登録事項）

第3条 情報支援ボランティアとして登録する事項は、別表のとおりとする。

（登録要件）

第4条 情報支援ボランティアとして登録する者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- （1）手話、要約筆記、触手話、接近手話、点字、指点字、音声、手書きなどにより聴覚障害者への情報支援、又は盲ろう者への情報支援及び移動介助が実施できる15歳以上の者であること。
- （2）前条の登録事項について、情報支援ボランティアに関する連絡・調整等を行う高知県聴覚障害者情報センター、一般社団法人高知県聴覚障害者協会及び高知県盲ろう者友の会に提供することを了承するものであること。
- （3）別表の各項目に係る個人情報のうち、公開区分欄で「必須」とされている情報及び「任意」とされている情報のうち公開を可とするものについて、県内市町村防災担当課、高知県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会等に提供されることを了承するものであること。

（登録の手続き）

第5条 登録機関は、登録を希望する者に対して、「高知県災害時聴覚障害者、盲ろう者情報支援等ボランティア登録カード」（別記第1号様式）を送付し、必要事項の記載を確認したうえで登録を行う。

2 登録機関は、登録者に対し「高知県災害時聴覚障害者等情報支援ボランティア登録証（以下「登録証」という。）」（別記第2号様式）を交付する。

（登録台帳の作成）

第6条 登録実施機関は、登録者の情報を記載した登録台帳を作成し、管理する。

2 登録台帳は、情報支援ボランティアとの連絡・調整を行う高知県聴覚障害者情報センター、一般社団法人高知県聴覚障害者協会及び高知県盲ろう者友の会に送付し、情報を共有するものとする。

3 登録台帳の一部は、県内市町村防災担当課及び高知県社会福祉協議会に提供するものとする。また、必要に応じて市町村社会福祉協議会等に提供するものとする。

（研修等の実施）

第7条 登録機関は、登録者に災害時における情報支援ボランティア活動に関する研修及び情報提供を行う。

2 登録者は、前項の研修又は高知県聴覚障害者情報センターが実施する防災学習会を受講するものとする。

（登録の変更等）

第8条 登録者は、登録申込書に記載した事項に変更が生じた場合又は登録の取り消しを希望する場合は、登録変更届（別記第3号様式）又は登録辞退届（別記第4号様式）により、登録機関に速やかに届出するものとする。

（登録の取り消し）

第9条 登録機関は、前条の規定による登録辞退届の提出があった場合に登録を取り消すものとする。

（情報支援ボランティアの活動）

第10条 情報支援ボランティアは、大規模な災害が発生したときは、まず本人及び家族等の安全を最優先として、その安全を確保したのちに活動するものとする。

2 情報支援ボランティアとして活動が可能である場合は、高知県聴覚障害者情報センター、高知県盲ろう者友の会又は市町村等からの要請により、避難所等において聴覚障害者等への情報支援の活動を行う。

3 避難所等で情報支援ボランティア活動を行う場合は、避難所等を運営する市町村や社会福祉協議会、自主防災組織等との連携に努めるものとする。

4 一般社団法人高知県聴覚障害者協会等が別途派遣する者と一緒に活動する場合は、協力して活動するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月6日から施行する。

別表

登録事項	公開区分
(1) 氏 名	必須
(2) 生 年	必須
(3) 性 別	必須
(4) 住 所	必須
(5) 電話・FAX番号	必須
(6) Eメールアドレス	任意
(7) 活動区分	必須
(8) 活動区分に関する資格・免許等	任意
(9) 所属団体等	任意
(10) その他特記事項	任意